平成２３年（フ）第５４２８号
神奈川県川崎市川崎区江川２丁目９－１－102
債務者　渡邉　勇真
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４３４号
東京都清瀬市中里２丁目641―１―202
債務者　佐々木美恵子（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４４５号
東京都渋谷区笹塚３丁目36―10―２
債務者　岩村菊次郎
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４４６号
東京都板橋区大山東町59―９―301
債務者　永野　義之
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４４７号
埼玉県大里郡寄居町大字金尾459―１―リバーサイド21―105
債務者　米花　美紀（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４４８号
神奈川県秦野市曽屋3323―３
債務者　畑　　香織
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４５０号
東京都足立区花畑８丁目15―10―302
債務者　西村　充生
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４５１号
東京都千代田区猿楽町１丁目５－３　ＲＩＴＺお茶の水ビルⅡ　龍龍軒内
債務者　野呂　　昭
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４５５号
東京都江戸川区船堀４丁目４－６―302
債務者　設樂　明彦
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４５６号
神奈川県横浜市青葉区青葉台２丁目36―３―201
債務者　牧村　耕平
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４６１号
東京都足立区伊興３丁目17―22
債務者　関　　信義
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４６２号
東京都大田区大森北５丁目８―11―215
債務者　曽禰　　雄
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３９号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目35番地５
債務者　相澤美和子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１０号
東京都町田市金井３丁目32番地３パークサイドＹ３－Ａ
債務者　高森　茂樹
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４４５号
東京都東村山市秋津町２丁目22番地１ライオンズマンション秋津604
債務者　仲村　富代（旧姓樫村）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１号
島根県浜田市三隅町下古和709番地内１
債務者　山根　　博
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部